



「訪問看護」をご存知ですか？



看護師等がご自宅にうかがい、
専門家の目で体調管理などを行います。



身の回りのことが
できなくなった



- ・食事、排泄、薬の管理など、日常生活のアドバイスをを行います
- ・リハビリや身体の保清を行います



通院が難しいので
家で医療を受けたい



- ・主治医と連携をとり医療的ケア、床ずれなどの処置を行います
- ・症状の改善、悪化予防のためのケアを行います



自宅で最期まで
暮らしたい



- ・医療介護サービス等との連携をはかり、看取りに対応します
- ・24時間対応します



赤ちゃんから高齢者まで
ご利用いただけます



(介護保険・医療保険の適用があります。また、医師の指示書が必要です)

かかりつけの医師や看護師、
介護支援専門員(ケアマネジャー)または、下記にご連絡ください

訪問看護に関する問合せ先

☎ 神奈川県看護協会 訪問看護従事者相談窓口 045-263-2934

☎ 神奈川県訪問看護ステーション協議会 045-671-9103

☎ 横浜在宅看護協議会(横浜市内のみ) 080-6680-1133



問合せ先: 神奈川県医療課人材確保グループ 045-210-1111(代)

訪問看護サービス導入のめやす

早めに訪問看護を利用することで、状態の悪化を防ぐことができます。

以下の項目にあてはまることが多くなったら、

かかりつけ医、ケアマネジャーにお気軽にご相談下さい。

訪問看護師は、医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士(リハビリテーション)

栄養士等と協力し、利用者やご家族の皆様がご自宅で安心して

暮らせるようお手伝いします。



食事・栄養

- 食事の量が減った
- 減塩やカロリーなど、決められた食事をとる必要がある
- 水分をあまり飲まなくなった
- 食事・水分や痰でむせやすくなった
- 脱水をおこしやすい



排泄

- 尿が出にくい
- 便秘または下痢ぎみだ
- 自力で便が出ず、浣腸が必要だ

清潔

- 入浴に手助けが必要
- 一人で歯磨きやうがいができない



移動

- 転びやすくなった(転んで骨折したことがある)
- 移動や起き上がりに手助けが必要

医療管理

- 酸素
- 人工呼吸器
- 吸引
- 経管栄養
- インスリン等の自己注射
- 点滴
- 膀胱ろう、留置カテーテル、自己導尿
- ストマケア
- 痛み止め(麻薬)を使用している
- 薬をきちんと飲めているか確認が必要

疾患や病状

- ターミナル期
- 消毒が必要な傷や褥瘡(とこずれ)がある
- 難病や進行性の疾患
- 薬や運動の調整が必要
- リハビリテーションが必要
- 入退院をくりかえすようになった(間隔が短くなった)



その他の状況

- 一人暮らし
- 介護度が高い
- 生活するうえで医療的アドバイスが必要である
- 介護される方の悩みや相談への支援が必要である